

【令和2年度】

掛金  
年額(ひとり)  
**500円**



# 交通災害共済への 加入、忘れていませんか？

## ※交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事故による災害）にあった場合に、けが等の被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。



共済期間：**申込日翌日～令和3年3月31日まで**

- ・中途加入の場合は、申込日の翌日から
- ・年度途中の加入も掛金年額(ひとり)500円で加入できます。

今年度の交通災害共済への加入は、もうお済みですか？  
交通災害共済には今からでも加入できますので、家族そろって加入しましょう。  
この共済への加入は年度内であればいつでも加入できますので、ご利用ください。

### 【注意事項!】

加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

#### 【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎、分庁舎、万沢支所
- ・山梨中央銀行南部支店
- ・山梨みらい（栄支店、南部支店、富沢支店）

### 通院1日目から見舞金の支給対象!

#### ＜見舞金＞

- ・傷害：1万円～18万円（限度額）
- ・障害：20万円～30万円（限度額）
- ・死亡：100万円（限度額）

お問合せ：〒409 - 2192 山梨県南巨摩郡南部町福土 28505 番地 2  
南部町役場交通防災課 ☎ 0556 - 66 - 3417